

○合併に伴う医薬品販売業の許可について

(昭和四七年一月二八日)

(薬事第三四一号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生省薬事課長通知)

標記について京都府衛生部長より別添1のとおり照会があり、これに対して別添2のとおり回答したので、参考までに通知する。

.....

別添1

(昭和四七年六月一六日 七薬第四一一号)

(厚生省薬事課長あて京都府衛生部長照会)

前記のことについて、静岡県衛生部長からの照会(農業協同組合の合併に伴う医薬品販売業の登録について)に対し、昭和三十五年七月十三日薬収第四九一号による厚生省薬務局長回答ならびに昭和四十七年五月九日付け薬事第九七号厚生省薬務局薬事課長からの、各都道府県衛生主管部(局)長あて通知(農業協同組合の合併に伴う特例販売業の許可及び毒物劇物販売業の登録について)がありますが、左記事項について貴見を得たく照会します。

記

- 1 それぞれ医薬品販売業の許可をうけ営業している法人A、B、Cにおいて、B、CがAに合併された場合合併後存続する法人AがBおよびCの店舗において医薬品販売業を引き続き営もうとしようとすれば、これらの店舗の医薬品販売業の許可については、新たに許可を得る必要があると考えられるがどうか。
- 2 農業協同組合法第六十八条にいう「行政庁の許可、認可、その他の処分に基づいて有する権利義務」には、薬事法による医薬品販売業の許可は含まれないものと解してよいか。
- 3 1の場合において、当該法人が農業協同組合であつても、同様と考えてよいか。
- 4 毒物、劇物販売業の登録についても、前記と同様と考えてよいか。

別添2

(昭和四七年一月二八日 薬事第三四〇号)

(京都府衛生部長あて厚生省薬事課長回答)

昭和四十七年六月十六日付七薬第四一一号をもつて照会のあつた標記について左記のとおり回答する。

記

照会事項1、2、3及び4について
すべて貴見のとおりと解する。